

総 税 市 第 1 7 号
平成22年3月30日

各 道 府 県 総 務 部 長
東 京 都 総 務 ・ 主 税 局 長 殿

総務省自治税務局長

検査対象軽自動車等に係る軽自動車税納税証明書の様式等について

これまで、検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車の継続検査時においては、軽自動車税の納税確認ができない場合は検査を受けられなかったところですが、地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）附則第22条による道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の一部改正により、検査は受けられることとなりました。ただし、この場合においても、軽自動車税の納税確認ができないときには、自動車検査証が返付されないこととされました。これらの改正は、平成22年4月1日から施行されます。

これに伴い、検査対象軽自動車等に係る軽自動車税納税証明書の様式等について、国土交通省と協議のうえ、下記のように取りまとめましたので通知いたします。本通知の趣旨は、上記の改正に伴い軽自動車税の納税証明書の標準的な様式を改めることであり、その他については従来と何ら異なるものではないので、従来同様、関係機関等と充分連絡のうえ、適切に対処されるようよろしくお願いいたします。また、貴都道府県内市区町村に対して、この旨周知されるようお願いいたします。

本通知の規定は、平成22年4月1日から適用することとし、おって「軽自動車税の納税証明書の取扱等について」（昭和33年5月14日自丙市発第50号自治庁税務局長通達）及び「検査対象軽自動車等に係る軽自動車税納税証明書の様式について」（昭和49年11月19日自治市第81号自治省税務局長通達）は廃止します。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

記

1 軽自動車税の納税証明書の様式について

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条に規定する検査対象軽自動車（以下「検査対象軽自動車」という。）及び二輪の小型自動車に係る軽自動車税の納税証明書の標準的な様式は、別紙に示すとおりであること。

2 軽自動車税の申告書等の取扱いについて

(1) 軽自動車及び二輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という。）に係る軽自動車税申告（報告）書は、納税義務者の便宜をも考慮し、軽自動車等について軽自動車検査協会又は地方運輸局運輸支局長（運輸監理部長を含む。）に対して申請又は届出が行われる場合にはその申請又は届出に係る書類とともに提出させるよう窓口を一元化することが適当であると考えられるので、この趣旨に沿って、軽自動車検査協会又は地方運輸局運輸支局（運輸監理部を含む。以下同じ。）（以下「地方運輸局運輸支局等」という。）その他関係機関又は関係団体の協力を得て、実情に即応した措置を講ぜられたいこと。

(2) (1)の窓口一元化の措置として、検査対象軽自動車以外の軽自動車等に係る軽自動車税申告（報告）書を地方運輸局運輸支局に提出する申請又は届出に係る書類に添付する取扱いがなされる場合においては、地方運輸局運輸支局において当該申告（報告）書に申請又は届出受理の日付印を押印するとともに、申請者をして当該申告（報告）書の車両番号欄に指定された車両番号を記入させ、市町村の指定職員又は市町村から委託を受けた道府県の職員（以下「市町村の指定職員等」という。）に回付する取扱いがなされるものであること。

なお、この回付の取扱いがなされる場合において、市町村の指定職員等を地方運輸局運輸支局に常置していないときは、当該申告（報告）書は、地方運輸局運輸支局内に市町村が共同で設置し、かつ、地方運輸局運輸支局が管理する受領箱に収納する取扱いとなるので、市町村の指定職員等は、当該受領箱内に収納された申告書を回収するものとする。

3 地方運輸局運輸支局等の備付帳簿書類等の閲覧について

地方運輸局運輸支局等に備え付けられた軽自動車等に関する帳簿書類等の閲覧については、地方運輸局運輸支局等から便益が供与されることとなるが、その請求にあたっては、できる限り、市町村の指定職員等から行うよう留意すること。

(別紙)

軽自動車税納税証明書

証明書番号	第	号
納税義務者	氏名 (名称)	
	住所	
車両番号		
納税済年月日	平成	年 月 日
この証明書の有効期限	平成	年 月 日
備考		

(表)

上記のとおり証明する。

平成 年 月 日

市町村長

氏 名 印

- (注)
- 1 継続検査において自動車検査証の返付を受けようとする際に、この証明書を提示して下さい。
 - 2 滞納が天災その他やむを得ない事由によるものである場合には、備考欄にその旨記載されます。
 - 3 賦課期日（4月1日）後に所有者の変更があった場合には、備考欄に変更後の所有者について賦課期日の属する年度においては滞納がない旨記載されます。
 - 4 この証明書の有効期限欄には、この証明書の交付後、最初に到来する納期限の前日が記載されます。

(裏)